

## 厚木市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、納税啓発活動及び振替納税の推進を図るため、その事業を行う厚木市納税貯蓄組合連合会(以下「連合会」という。)に対し、補助金を交付することに関し、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付の申請手続)

第2条 補助金の交付を受けようとする連合会の代表者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

### (補助金交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助金額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

### (補助金の他用途への使用禁止)

第4条 申請者は、当該補助金を当該事業の遂行のためにのみ使用し、他の用途へ使用してはならない。

### (補助金の交付時期)

第5条 補助金は、補助金額の2分の1を7月に、残額を10月の2期に分けて交付するものとする。

### (事業実績の報告)

第6条 補助金の交付を受けた連合会の代表者は、市の会計年度が終了した日から30日以内に、事業実績報告書(第3号様式)に収支決算書を添えて、市長に報告するものとする。

### (補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が事業計画書に掲げた事業を実施しなかったとき又は第4条に違反したときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金額の全部又は一部を返還させることができる。

### 附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式

# 補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)厚木市長

住所又は所在地  
団体名  
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1 事業の名称		
2 施行場所		
3 申請金額等	申請金額	
	同上算出根拠	
4 計画概要		
5 事業効果		
6 着手年月日		
7 完成年月日		
8 添付書類	事業計画書	収支予算書

第2号様式

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

年 月 日付で申請があった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称	
2 補助金交付 決定金額	
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、厚木市納税貯蓄組合連合会の運営のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。 (補助金の交付を受けるときは、この文書を会計課窓口へ提示してください。)</p> <p>(4) 交付時期 前期 円(7月) 後期 円(10月)</p>

# 事業実績報告書

年 月 日

(あて先)厚木市長

住所又は所在地  
団体名  
氏名又は代表者名

次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 施行場所	
3 事業費	
4 補助金額	
5 着手年月日	
6 完成年月日	
7 経過と内容	
8 添付書類	事業報告書 収支決算書